

＜処分実績報告の記載例＞

様式第27号（第6条の2関係）

*** 産業廃棄物の種類・委託者・処分・受託者が同じ内容はまとめて記入してください。**
*** 処分実績のない方は、システムの報告画面で「なし」を選択して登録すれば、本様式を作成する必要はありません。**

報告書を提出する日付を記入してください。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書（令和6年度）

— 中間処分業 ・ 最終処分業 —

産業廃棄物と特別管理産業廃棄物両方を扱う方は同じ報告書に記入してください。

年 月 日

宮城県知事

殿

許可を受けた産業廃棄物の種類を選択してください。（種類の詳細は別紙を参照）。
 ※混合物等は「その他の産業廃棄物」又は「その他の特別管理産業廃棄物」を選択してください。

特別管理産業廃棄物処分業の許可と両方をお持ちの方は、産業廃棄物処分業の許可番号を記入願います。許可年月日も同様です。

報告者

報告する者（許可申請者）の住所・氏名・電話番号（押印は不要です。）を記入してください。

住所 宮城県白石市白石〇-〇-〇

氏名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 宮城県一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0222-22-0000

報告者が産業廃棄物を処分した方法を選択してください。報告者が許可を取得している方法以外は選択できません。

受託者とは、報告者が処理後物の処理を委託した（または再委託した）相手先のことです。処分後に再生利用（有価売却）する場合は、受託者欄には利用者（購入者）を記載し、利用方法と売却量を記入してください。

令和6年度の産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する施行細則第6条の2第3項の規定により、次の通り報告します。

- 排出事業者から委託を受けた場合は「委託」を選択します。（処理業者から二次処理委託を受けた場合も含まれます）
- 政令で定める基準に従った再委託を受けた場合は「再委託」を選択してください。処理業者による二次処理委託のことではありません。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者または処分業者）										処分										許可年月日		平成30年1月25日		実績	あり
	許可番号	氏名又は名称	都道府県（県内市町村）	住所	受託量	単位（t又はm ³ ）	自社処理・委託・再委託の別	処分の方法	処分量	単位（t又はm ³ ）	処分後量	単位（t又はm ³ ）	処分場所（市町村）	処分場所	許可番号	氏名又は名称	都道府県（県内市町村）	住所	委託内容（又は利用方法）	委託量（又は売却量）	単位（t又はm ³ ）	再生利用・委託・再委託の別				
木くず		●●建設(株)					焼却	50	t	5	t	角田市	角田町角田〇-〇-〇	0401000004	(株)△△最終処分場	青森県	青森市大字青森字青森〇-〇-〇	燃え殻・ばいじんの最終処分	5	t		委託				
が		●●建設(株)	塩竈市	神社町〇-〇-〇	10	t	委託	破碎								山形産材(株)	山形県	山形市西町〇-〇-〇	再生産材として販売	10	t		再生利用			
汚		●●産業(株)	千葉県	千葉市千葉区千葉町〇-〇-〇	2	t	委託								0401000003	(有)△△リサイクルセンター	山形県	山形市東町〇-〇-〇	汚泥の脱水	2	t		再委託			
廃プラ	0402000000	(有)●●工業	石巻市	港町〇-〇-〇	12	t	再委託	焼却	12	t	1.2	t	角田市	角田町角田〇-〇-〇	0401000004	(株)△△最終処分場	青森県	青森市大字青森字青森〇-〇-〇	燃え殻・ばいじんの最終処分	1.2	t		委託			
廃石綿等		(株)●●建設工業	山形県	一円								利府町	利府〇-〇-〇													
木くず	0400111111	(株)〇〇〇	宮城県内一円（仙台市を除く）									角田市	角田町角田〇-〇-〇	0401000004	(株)終地											

実際に廃棄物が排出された現場の住所を記入してください（排出事業者の本社等の住所ではありません）。

委託者の許可番号は、処理業者から再委託を受けた場合に記入してください。

許可施設の設置場所を選択してください。移動式施設を排出現場（建設工事現場・解体工事現場）で使用した場合は、「宮城県内一円（仙台市を除く）」を選択し、全排出現場分をまとめて報告してください。

○県内で、設置が短期間で住所が一定しない排出現場（建設工事現場・解体工事現場）は、「県内一円」あるいは「仙台市一円」を選択してください。
 ○他県の場合は、都道府県を選択し、住所欄には「一円」と記入してください。

○処理後物を二次中間処理や最終処分先に委託した場合は「委託」を選択
 ○処分後に再生利用や有価売却する場合は「再生利用」を選択
 ○報告者が処理することができず、政令で定める基準に従った再委託を行った場合は「再委託」を選択